

新型コロナウイルスの影響から経営を守ろう！



税金・社会保険料
の納付

家賃・リース料、給
与や買掛金の支払い

借入金の返済猶予
や借り換え

新型コロナウイルス感染症による政府の自粛要請や入国規制、一斉休校で「中国から材料が入らず工事がストップ」（建設）、「お客が全然来ない」（飲食）、「3月分の仕入れ代金が払えない」（給食納入）、「仕事が全部キャンセルで給与が払えない」（イベント）など中小業者の営業に大きな影響がでています。一人で悩まず民商に相談し、経営を守りましょう！

利用できます！政府の対応策

政府の緊急対応策では中小企業・小規模事業者向けに以下のようなメニューを打ち出しています。

- ①日本政策金融公庫の特別貸付（無利子、据え置き期間5年）
- ②セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証
- ③雇用調整助成金の特例（助成率4/5）
- ④学校臨時休業に伴う助成金
- ⑤既存融資の条件変更への柔軟対応
- ⑥税・社会保険料の猶予制度の活用
- ⑦リース機器の契約条件変更の柔軟化
…など

相談は民商へ

民主商工会 ☎

住所